

平成22年度事業評価書要旨

平成 22 年 8 月
金 融 庁

平成22年度事業評価書要旨

評価実施時期：平成22年 8 月

担当部局名：監督局総務課

事業名	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化 (平成22年度事業評価書：5頁)	事後1	
事業の概要	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、16年10月から預金取扱金融機関を対象に利用を開始し、以後、証券会社、保険会社と対象を拡大している。 20年度の事業内容は、現状のシステムを維持しつつ、さらに、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施するため、新たな制度改正等に対応したシステムの機能強化等を図るものである。		
事業の目的	本事業は、当庁において、検査と検査の間においても、金融機関の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要なことから、金融機関に対し、財務会計情報及びリスク情報等について継続的に報告を求め、経営状況の常時把握に努めるとともに、金融機関から徴求した情報の分析結果を踏まえて様々な措置を講じ、金融機関の経営の健全化を促して金融システムの安定を図ることを目指すものである。		
評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(達成目標) 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施を支援すること。</p> <p>(具体的成果) 預金取扱金融機関や保険会社にかかるシステムについて、制度の見直しに対応した徴求項目の追加・変更等を行うとともに、証券会社にかかるシステムについては、外国為替証拠金取引専業業者を新たに加えた金融商品取引業者を対象とする早期警戒機能などの分析機能の追加や徴求項目の追加・変更等のコンピュータ・システムの機能強化を図り、金融機関の健全性の把握をより行うことができるようになった。 また、サブプライムローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱等を踏まえ、コンピュータ・システムにおける対象金融機関として新たにファンド取扱業者を追加し、ファンドの投資対象などの把握を行うことが可能となり、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施に資することができた。</p> <p>(必要性) 当該システムの機能強化により、国固有の責務である金融機関等の監督について、オフサイト・モニタリングの効果的な実施を支援するものであり、国が直接行うべき業務である。 外国為替証拠金取引専業業者やファンド取扱業者などの対象金融機関の拡大に対応しつつ、監督部局の限られた人員により、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを実施するためには、コンピュータ・システムにおいて、情報の効率的な処理と多様な分析を行えるよう、機能強化を図っていく必要があった。</p> <p>(有効性) 制度の改正等に係る分析機能の修正やファンド取扱業者等のコンピュータ・システムへの対象金融機関の拡大を実施することにより、各金融機関の経営に関する情報や各ファンドの投資対象の適格な把握・分析等の効果を一層高めることとなった。</p> <p>(効率性) 制度の改正等に対応した分析機能等の修正やファンド取扱業者等のコンピュータ・システムへの対象金融機関の拡大は、オフサイト・モニタリングを効率的に実施していくに際し、事務運営上適切な手段であった。</p> <p>(総括) 金融商品取引法の施行やサブプライムローン問題を契機としたグローバルな金融市場の混乱などの金融機関をとりまく環境変化、費用対効果など効率性を考慮の上、分析機能の修正やファンド取扱業者等のコンピュータ・システムへの対象金融機関の拡大などのシステムの機能について強化を図った。これらの取り組みは、限られた人員・予算のもとで、金融機関の経営状況等の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングの効果的・効率的な実施に資するものになった。 今後においても、引き続き、金融機関をとりまく環境の変化等を踏まえたシステムの更なる強化等の検討が必要である。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成22年度事業評価書要旨

評価実施時期：平成22年8月

担当部局名：総務企画局市場課

<p>事業名</p>	<p>証券短期売買システムの開発 (平成22年度事業評価書：9頁)</p>		<p>事後2</p>
<p>事業の概要</p>	<p>上場会社等の役員等の短期売買利益の算定等の業務は、既にシステム化されているが、現在のシステムは旧式で、その利用期限は平成20年12月までとなっていることから、当該業務を引き続き効率的に行うため、早急にシステムの再構築を行う必要がある。 このため、19年度においてシステム開発を行い、20年度からの新システムへの円滑な移行を図るものである。</p>		
<p>事業の目的</p>	<p>金融商品取引法第163条に基づき提出される上場会社等の役員等の自社株等の売買等に関する報告書について、同法第164条第4項の規定により、内閣総理大臣（財務局長に権限委任）は、上場会社等に返還すべき役員等の短期売買利益の算定をし、役員等が短期売買利益を得ていると認める場合には、当該報告書のうちその利益に関する部分を上場会社等に送付する必要がある。 本事業は、当該短期売買利益の算定等について、財務局職員の業務の効率化等を図るため、証券短期売買システムの開発を行うことを目的としている。</p>		
<p>評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(達成目標) 証券短期売買システムの開発を行い、新システムへ円滑に移行することにより、上場会社等の役員等の短期売買利益の算定等の業務について、21年1月以降も引き続き迅速、適切かつ効率的に行う。</p> <p>(具体的成果) 本業務を行うに当たって、それまでに利用していたシステム（財務省共同電算機）が20年12月を以て利用期限を迎えるため、当システムを利用して全てのシステムについて抜本的に見直す必要があった。このため、平成20年末までに証券短期売買システムの再構築を行い、試験運用を経て、21年1月より後継システムの運用を開始している。 システム開発にあたっては、入札時に複数事業者から見積りを取ることに伴い、当初想定していた予算額より低いコストでの開発を実現し、効率的な予算執行を行った。また、財務省共同電算機から証券短期売買システムを切り離し、金融庁において保有している個別業務システムに当該システムを追加する方式を採用することにより、短期間での開発が可能となった。 さらに、後継システム運用開始後については、約件数は旧システムと同水準で推移しており、上場会社等の役員等の短期売買利益の算定等の業務について、システム移行前と同様の効率性・有効性を維持することができた。</p> <p>(必要性) 上場会社等の役員による自社株等の売買報告制度は、当該役員等の短期売買利益の発生を上場会社等に周知し、短期売買利益の返還の実効性を確保するための金融商品取引法上の制度であり、極めて高い公益性を有していることから、上場会社等の役員等の短期売買利益の算定等の業務は国が直接行うべき業務である。</p> <p>(有効性) 上場会社等の役員等の短期売買利益の算定等の業務は、人手のみによっては、金融商品取引法が要請する適時的確な実施が困難であり、本事業によるシステムの再構築により、引き続き当該業務を円滑に実施することが可能となった。</p> <p>(効率性) 後継システムの開発により、本システムが利用できない場合に必要となる人員増加を行うことなく、上場会社等の役員等による自社株等の売買情報の名寄せや売買利益を計算する等の大量のデータ処理を、迅速かつ的確に実施することが可能となった。</p> <p>(総括) 金融商品取引法に基づいて行う上場会社等の役員等の短期利益の算定等の業務については、後継システムの開発にあたり、複数事業者からの見積りにより当初の想定より低い予算で後継システムの開発を行うなど、効率的な予算執行が実現した上、金融庁保有の個別業務システムの活用により、短期間での開発が可能となった。さらに、後継システムの運用開始後は、旧システムと同様、役員等の短期売買利益の返還の実効性を確保するとともに、当該業務に係る財務局職員の業務の効率性を維持する。以上により、当初の目的は達成できた。 今後は、引き続き当該システムによる円滑な業務の遂行を行うと共に、金融庁全体として導入を進めている3局統合システム（業務支援統合システム）への移行を視野に入れつつ、当該システムの再開発の必要が生じることから、必要に応じて所要のインフラ整備を図る必要がある。</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>

平成22年度事業評価書要旨

担当部局名：総務企画局総務課情報化・業務企画室、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課

評価実施時期：平成22年 8月

事業名	金融庁業務支援統合システムの開発 (平成22年度事業評価書：18頁)	成果重視1
事業の概要	金融庁においては、検査、監督、証券取引等監視等の各業務を支援するシステムとして、現状、①金融検査監督データシステム、②金融庁統合モニタリング・分析システム、③証券総合システムの3システムがあり、これらの各システムの調達、開発及び運用はシステムごとに個別に実施しているが、これらを統合して再構築することにより、統合後の次期システムの調達、開発及び運用の合理化を推進し、当該業務に係る経費と業務処理時間の削減などの効果を上げることとしている。 また、この統合により各局内、各局間、各局と財務局等の間において、適切なアクセス管理の下、相互に情報を利用できる仕組みに改善する。	
評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(達成目標) 24年度から単年度で207,560千円の経費削減と約9,450日の業務処理時間の短縮</p> <p>(目標の達成度合いの結果) 複数年度にわたってシステム構築等を行う事業であり、24年1月の新システム稼働までは事業の実施に伴う効果は発現しないが、21年度においては、5月に設計・開発事業者と、8月に工程管理支援事業者と請負契約を締結するなど、スケジュールに沿って設計・開発等のためのプロジェクトを開始した。 21年10月までに要件定義を確定したが、設計工程については進捗遅れが発生したことから、22年1月にスケジュールの見直しを行った。当初計画のとおり22年3月末までに設計工程を完了することはできなかったが、設計・開発事業者に改善措置を行わせた上で、成果物の納入を受ける予定としている。</p> <p>(予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果) 複数年にわたるシステムの設計・開発について、国庫債務負担行為を活用し、複数年契約を締結したことにより、単年度毎に入札・契約を行う場合に比し、費用の低減及び業務の効率化等が図られる。</p> <p>(進捗状況及び今後の見通し) 21年2月に「統合システムの設計・開発事業者の調達」の公告（一般競争入札（総合評価落札方式））を行い、5月に設計・開発事業者と請負契約を締結した。また、設計・開発等の業務を円滑に進めるため、8月に工程管理支援事業者と請負契約を締結するなど、スケジュールに沿って設計・開発等のためのプロジェクトを開始した。 21年10月までに要件定義を確定したが、設計工程については進捗遅れが発生したことから、22年1月にスケジュールの見直しを行った。当初計画のとおり22年3月末までに設計工程を完了することはできなかったが、設計・開発事業者に改善措置を行わせた上で、成果物の納入を受ける予定としている。 今後について、22年度以降は開発を行う予定であり、23年度に機器等の調達を行い、24年1月の新システム稼働に向けテスト等を進めていく予定としている。</p>	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日
	新たな情報通信技術戦略	平成22年5月11日
	記載事項(抜粋)	
	III 分野別戦略 1. 国民本位の電子行政の実現 (1) 情報通信技術を活用した行政刷新と見える化 ・「電子行政の推進に際しては、費用対効果が高い領域について集中的に業務の見直し（行政刷新）を行った上で、共通の情報通信技術基盤の整備を行う。」	